



農業体験施設「函館市亀尾ふれあいの里」
平成30年度 市民農園利用者募集



4月20日に開園する「函館市亀尾ふれあいの里」の市民農園利用者を3月1日より下記の通り募集しています。多くの市民の皆さんのご利用をお待ちしております。

場 所	函館市米原町126番地3ほか（道道米原古川線沿い） ※ 詳細な位置は裏面の地図をご覧ください。
募 集 内 容 利 用 期 間	市民農園 若干数（1人または1団体につき1区画を限度とします。） 4月20日から11月10日まで ※利用時間：日の出から日没まで ※最高で5年間継続使用することができます。（～34年度）
利 用 料 金	1年度1区画（25㎡）につき 5,000円
応 募 資 格	市の区域内に住所を有する方、または市の区域内に住所を有する方々で構成する団体
応 募 方 法	「市民農園使用許可申請書」に必要事項を記入のうえ、「3月31日（土）必着」（郵送の場合は3月31日消印有効）にて下記まで郵送またはファックス、Eメールで提出してください。
お問い合わせ 申請書提出先	■郵送 〒042-0902 函館市鉄山町36-11 函館市亀尾ふれあいの里指定管理者 トピア米原 事務局 ■ファックス 番 号 : 58-3861 ■Eメール アドレス : info@kameo-fureainosato.com ※ Eメールの場合、下記ホームページから申請書がダウンロードできますので、必要事項をご入力の上提出してください。 亀尾ふれあいの里ホームページ http://www.kameo-fureainosato.com お問い合わせ電話番号：080-9008-3859（午前9時～午後5時）
抽 選 会	応募された方につきましては、使用区画（応募者多数の場合は、使用者）を決定する抽選会を開催しますので、必ず出席してください。 抽選会日時 平成30年4月8日（日）10:00～12:00 集合時間10:00（時間厳守） ※ 終了時間については、応募者数によって、前後する場合があります。 抽選会会場 函館市米原町126番地3 函館市亀尾ふれあいの里 ※携帯電話080-9008-3859
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">市民農園のご利用にあたり、注意事項やルール等があります。締切日において、応募者が定数に満たない場合には再募集を行います。体験農園の利用者も募集しております。

※裏面もご覧下さい。

施設の概要

場 所 函館市米原町126番地3ほか
施 設 市民農園 80区画（1区画は25㎡）
体験水田 4面
体験農園 5圃場
果樹園

（附帯施設）管理棟，トイレ，農機具倉庫，駐車場（162台分），ピオトープ，多目的広場等



案内図



周辺拡大図

利用料金等について

- 利用料金については、年度の途中からの利用となる等の場合においても1年度の利用料金となり、利用料金の減免や月割による利用料金の設定などはありません。
また、年度の途中で利用を中止する等の場合においても、利用料金還付はありませんのでご承知おき下さい。
- 利用料金のお支払いについては、指定管理者が指定する支払期間内および支払場所で現金にてお支払い下さい。
- 利用料金のお支払いの際に「函館市亀尾ふれあいの里市民農園使用許可書」を発行いたします。
- 使用許可書が発行されるまでは、使用の許可を得ておりませんので、市民農園を使用することができませんのでご注意ください。
- やむを得ず指定期間内にお支払いが不可能となる場合には、必ず事前に指定管理者までご連絡ください。
- 事前に連絡無く、期日までに利用料金のお支払いが無い場合につきましては、公平平等な施設運営のため、お客様が市民農園を利用する意志がないとみなし、新たな利用希望のお客様にご利用予定区画をご提供させていただくことがありますので、あらかじめご承知おき願います。

平成 30 年 3 月 1 日

函館市亀尾ふれあいの里指定管理者
トピア米原
会 長 橋 田 静 子 様

住所 函館市東雲町 4 番 13 号

申請者 氏名 函館 太郎

電話 2 1 局 3 3 4 3 番

平成 3 0 年度において、函館市亀尾ふれあいの里の市民農園を使用したいので申請します。

函館市亀尾ふれあいの里市民農園使用許可申請書

平成 年 月 日

函館市亀尾ふれあいの里指定管理者
トピア米原
会 長 橋 田 静 子 様

〒
住所 函館市

申請者 氏名

電 話 局 番
FAX 局 番

平成30年度において、函館市亀尾ふれあいの里の市民農園を使用したいので申請します。